

# 家庭系ごみの出し方

## 《ご注意ください》

ごみ・資源物は、各家庭敷地内の道路端またはごみ集積所へ出してください。

**必ず午前8時までに出してください。**

ただし、**下連雀3丁目と上連雀2丁目の燃やせるごみは、月・木曜日の夜11時30分までにお出ください。**

※1回に出せる燃やせるごみと燃やせないごみの量は40リットルの指定収集袋で3袋まで(紙おむつ・落ち葉・草は40リットル相当の袋で3袋まで)、その他の資源物は、45リットル相当の袋で3袋までです(古紙は、3束までです)。

※1袋・1束の重さは片手で持てる重さにとどめてください。  
4袋・4束以上は、多量ごみになりますので、お申し込みが必要です(P16参照)。

※家のリフォームなど、業者が手がけたものは事業系ごみとなり、市で処理することができません。処理については依頼した業者に確認してください。

※祝日(年末年始を除く)でも収集します。

※強風やカラスによるごみの散乱を防止する対策をお願いします。  
また、荒天時(台風や積雪等)は、ごみの飛散や作業安全上の理由から、次回にお出しいただくようご協力ください。

## 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は有料です。

指定収集袋(有料)でお出ください。



植物由来プラスチック  
25%配合したごみ袋

袋のサイズ		販売価格(10枚1セット)
ミニ袋	5ℓ	90円
S袋	10ℓ	180円
M袋	20ℓ	370円
L袋	40ℓ	750円

(内税扱)

袋は燃やせるごみ・燃やせないごみ共通です。分別をして、それぞれの収集日に出してください。

## 会話形式で、ごみの分別等を調べられます!

人が返答するように、AI(人工知能)がごみの分別や粗大ごみの処理手数料を教えてください。右記二次元コードから市ホームページにアクセスし、指定収集袋でおなじみの三鷹市公式キャラクター「サリー」のアイコンをクリックしてください。パソコンやスマートフォンからご利用いただけます。



サリー



対応言語: 日本語、英語、中国語、ハングル、ベトナム語

## ごみ処理手数料(指定収集袋)の減免制度について

以下に該当する世帯には、ごみ処理手数料の減免があります。

- (1)生活保護受給世帯
- (2)中国残留邦人等支援受給世帯
- (3)児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
- (4)老齢福祉年金受給世帯
- (5)75歳以上のみで収入が年金のみ、または収入のない世帯
- (6)身体障害者手帳(1級または2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)、愛の手帳所持者(1度または2度)のいずれかを持つ方が属する市民税非課税世帯

所定の申請書に必要な書類(減免事由のわかるもの)を添えて申請してください。1年間(10月から翌年9月までを1年としています)に1回の申請となります。配布枚数は年間100枚です。期間途中での申請による有料袋の交付枚数は、交付決定月から起算した月割で交付します。単身世帯にはS袋、5人以上の世帯はL袋、その他の世帯はM袋を交付します。

## ボランティア清掃をする方へ

道路や河川など公共の場所を清掃したごみは、ボランティア袋でお出ください。ごみ対策課または各市政窓口で所定の用紙に記入してください。1回の申込みで個人の場合は30枚、団体(3人以上)の場合は100枚を上限としてお渡します。家庭から出るごみは対象となりません。